

# 業務内容質問回答表

業務名：橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
1	<p>①技術提案書提出期限について 「公募型プロポーザル方式説明書」に記載の下記について。 ・P6 には令和8年7月7日 午後5時（必着）と記載 ・P12 には令和8年7月7日 12時（必着）と記載 どちらが正でしょうか。</p>	<p>P6の令和8年7月7日午後5時（必着）とします。</p>
2	<p>②企業の業務実績評価点について 「公募型プロポーザル方式説明書」P15 に記載の下記について。 最大点数が①最大8点、②最大6点、③最大4点と記載がありますが、 正しくは①最大8点、②最大7点、③最大6点ではないでしょうか。</p>	<p>記載が誤りです。 正しくは①最大8点、②最大7点、③最大6点となります。</p>
3	<p>③技術提案書の評価基準について 「公募型プロポーザル方式説明書」P17 に記載の下記について。 【評価項目】2. 地元企業（以下岩国市内に本店、支店又は営業所を有している企業）の参画 【着目点】本業務に対する地元企業等の参画推進 【判断基準】地元企業及びその企業の技術者が、本業務に対してどのように関わり、今後に活かしていけるかに着目する。 との記載がございます。</p> <p>上記において、県外業者であるが、岩国市内に営業所を有している場合、「地元企業」に該当すると判断しておりますが、技術提案書の「地元企業の参画推進」評価（5点）において、様式6には「地元企業として、自社の参画内容を記載する」との理解でよろしいでしょうか。上記理解が異なる場合はご説明のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>地元企業として（または地元企業が）、本業務に対してどのように関わり、今後に活かしていけるかを記載してください。</p>

# 業務内容質問回答表

業務名：橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
4	①担当技術者の配置に関して／参加表明書[様式4]業務実施体制 評価対象は主担当の1名でしょうか。それとも別表で示されている、鋼橋とコンクリート橋の点検及び診断で配置することになる4名の担当技術者全員が評価対象となるのでしょうか。	様式3にて、主たる担当技術者1名を提出してください。 なお、様式3の主たる担当技術者が評価の対象となります。
5	②業務実績に関して／3. 参加資格要件－公募型プロポ説明書 山口県A土木建築事務所と山口県B土木建築事務所から受注実績を有する場合は、2自治体としてカウントしてよろしいのでしょうか。	各事務所が個別に長寿命化計画計画を策定し、点検を行っている場合は別自治体としてカウントします。
6	③共同企業体に関して／3. 参加資格要件－公募型プロポ説明書 参加表明時は、共同企業体協定書（写）の提出は必要でしょうか。 また共同企業体協定書は指定様式はあるのでしょうか。	様式1のみで、協定書は不要です。
7	④参加表明書に関して／様式1 参加表明書には、共同企業体で参加する場合、代表者と構成員の押印がそれぞれ必要でしょうか。	様式1にそれぞれ押印する必要があります。
8	⑤参加表明書の評価に関して／1. 参加表明書等の経験及び能力 「例）同一自治体において、1期計画及び2期計画の業務実績がある場合は、2自治体とカウントする」とありますが、長寿命化修繕計画策定が1期計画、長寿命化修繕計画更新が2期計画と解釈してよろしいでしょうか。	長寿命化修繕計画策定（1期計画）、長寿命化修繕計画更新（2期計画）だけでなく、「点検+計画」または「点検+計画+設計」といった包括委託業務と同種業務と判断される場合は2カウントとします。
9	⑥参加表明書の評価に関して／1. 参加表明書等の経験及び能力 加点要素にて、「①政令指定都市又は中核市において、すべて（橋梁長寿命化修繕計画策定業務（改定を含む）・橋梁点検業務・橋梁補修設計業務）の業務実績がある場合」というのは、長寿命化修繕計画・橋梁点検・橋梁補修設計の3工種すべてという解釈でしょうか。	1業務で、3工種すべてを行っている場合となります。

# 業務内容質問回答表

業務名： 橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
10	1. 実績要件「橋梁長寿命化修繕計画策定業務（改定を含む）」及び「①橋梁点検業務」または「②橋梁補修設計業務」について、歩行者デッキの長寿命化計画・点検・補修設計実績は認められるでしょうか。	橋梁のみを対象としています。
11	<p>【プロポーザル方式の説明書について】</p> <p>①（3）参加資格要件（3.（10））において、「正規雇用関係にあること」と記載されていますが、雇用関係を証明する書類（標準報酬決定通知書、在籍証明書等）の提出は必要でしょうか。</p> <p>②6. 提出書類及び提出期限等（3）参加表明書の留意事項⑦⑧に記載の内容については、技術提案書作成時の留意事項を指しており、参加表明書の提出時には適用されないという理解で良いでしょうか。</p>	<p>①5月22日の時点では不要ですが、業務実施に際して提出して頂きます。</p> <p>②そのとおりです。</p>
12	<p>【参加表明の評価基準について】</p> <p>①「企業の同種・類似業務実績」における「自治体」には、都道府県からの発注業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、国土交通省の発注業務は実績には含まれないのでしょうか。考え方についてご教示ください。</p> <p>②「企業の同種・類似業務実績」について、共同企業体での参加となる場合、構成員の実績も評価対象となりますでしょうか。</p> <p>③「企業の同種・類似業務実績」について、共同企業体での参加となる場合、同一自治体における構成員Aの計画実績と構成員Bの点検実績等を組み合わせて評価いただく事はできますでしょうか。</p> <p>④「企業の同種・類似業務実績」の加点要件①、②において、「計画・点検・設計」が一体となった業務でなく、個別の業務として受注した場合でも評価対象となりますでしょうか。</p>	<p>①国・都道府県も対象とします。また、その場合、説明書P15の加点①についても政令指定都市又は中核市と同様に扱います。</p> <p>②対象となります。</p> <p>③組み合わせての評価はいたしません。</p> <p>④対象となります。</p>

# 業務内容質問回答表

業務名：橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
13	<p>【様式について】</p> <p>① 様式3 ⑤同種及び類似業務実績について、記載した実績の対象橋梁数の記載は必要でしょうか。また、必要な場合は記入場所をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>② 様式3に記載する技術者について、記載対象は主たる担当技術者のみでよいでしょうか。それとも、実施体制に含まれる担当技術者全員の記載が必要でしょうか。</p>	<p>①必要となります。様式3の業務名と合わせて記入願います。</p> <p>②主たる担当技術者のみとなります。</p>
14	<p>【橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務仕様書について】</p> <p>①7業務内容 7.1 橋梁委託点検 (2) 定期点検 1) 現地点検及び診断において「近接目視にて点検・健全性の診断を行う。」とあります。この点について新技術等を用いて「近接目視による場合と同等の評価や検討が行える他の方法」を実施することは可能でしょうか。</p>	<p>協議により承認されたものは可能です。</p>
15	<p>【その他】</p> <p>①参加表明書提出時に、共同企業体として参加する場合、協定書の写し等、共同体であることを証明する書類の提出は必要でしょうか。</p> <p>②説明書P6では提出期限の時刻が「令和8年7月7日(火)午後5時(必着)」と記載されておりますが、P12では「令和8年7月7日(火)12時(必着)」と記載されております。提出締切時刻はどちらが正しいかご教示ください。</p>	<p>①様式1を提出してください。</p> <p>②令和8年7月7日午後5時(必着)とします。</p>

# 業務内容質問回答表

業務名：橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
16	<p>1. 説明書P2 3. 参加資格要件 (7) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に、同一の自治体（都道府県・市町村）から元請として受注した実績について</p> <p>都道府県の場合、発注担当が橋梁長寿命化修繕計画は本庁で補修や点検は各出先事務所からが大半になります。この場合は同一自治体からの実績でいいのでしょうか？ また、補修や点検などは工区ごとで発注されますが全工区を受注してなくても実績になるのでしょうか？</p>	実績として扱います。
17	<p>本業務の管理技術者の実績要件について、企業の実績要件と同様なものと読み取れるのですが、管理技術者の実績も、企業の実績と同様に「同一の自治体（都道府県・市町村）」から元請として受注した実績ということでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。 ただし、企業の実績と、管理技術者の実績が同一のものである必要はありません。</p>
18	<p>共同企業体について ・共同企業体については、グループ会社同士の共同企業体は認められますか？</p>	認められます。
19	<p>説明書3P (9) について ・「共同企業体の場合は構成企業のうち少なくとも1社が岩国市内に本店、支店又は営業所を有している事」とありますが、これは「代表企業以外の構成企業の内、少なくとも1社は岩国市内に本店、支店又は営業所を有している」場合も参加を認められるという理解で宜しいでしょうか？</p>	そのとおりです。
20	<p>説明書15P 同種実績について ・実績②の対象橋梁数が100橋以上の実績とありますが、横断歩道橋も実績として認められますか？</p>	橋梁のみを対象としています。

# 業務内容質問回答表

業務名：橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
21	<p>①様式1 参加表明書 共同企業体で参加するとした場合、参加表明書の提出者名は、「〇〇会社・〇〇会社共同企業体」という事になるかと考えるが、指定様式は適宜修正しても良いでしょうか。 また、共同企業体における協定書の写しの提出は必要でしょうか。必要な場合、協定書のひな型は、任意様式になりますでしょうか。</p>	<p>様式1に記入願います。 協定書の提出は不要です。</p>
22	<p>②様式2 予定〇〇技術者の実績等 管理・照査・主たる担当の計3名分を作成したらよろしいでしょうか。</p>	<p>様式3にて計3名分の作成を願います。</p>
23	<p>③様式4 業務実施体制 担当技術者は、主たる担当技術者を含めてその他に予定する担当技術者を記載したらよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
24	<p>④技術提案書等の提出期限について 説明書P6(4)参加表明書の提出では、提出期限が令和8年7月7日(金)午後5時とありますが、P12 選定スケジュールにおいては、12時となっております。提出締切時間はどちらが正でしょうか。</p>	<p>令和8年7月7日午後5時（必着）とします。</p>
25	<p>⑤説明書(別表)評価基準(1)参加表明書の評価 評価の着眼点 加点について 説明書3(7)参加資格要件では、「ただし、包括委託実績として、・・・履行完了と同等に取り扱う」として記載されているので、評価基準に記載されている加点の①については、包括業務の実績を記載するとした場合、③と同様に評価されるという理解で良いでしょうか。</p>	<p>加点①に該当する場合は、加点対象となります。</p>

# 業務内容質問回答表

業務名： 橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
26	<p>⑥仕様書 定期点検における新技術等とは、国土交通省が作成している“点検支援性能カタログ（案）”に掲載されている技術である。掲載期間が終了している新技術等については、新技術として扱われないため留意すること。とありますが、NETIS 掲載や、SBIR 事業で採択されている技術は新技術として認められますでしょうか。</p>	<p>新技術の対象とします。</p>
27	<p>①説明書P2 3. 参加資格要件（7） 「橋梁長寿命化修繕計画策定業務（改定を含む）」及び「①橋梁点検業務」または「②橋梁補修設計業務」のいずれについても、履行を完了した実績を1以上有する者 とあります。 このとらえ方として、同一自治体の「計画業務」「点検業務」「補修設計業務」のすべての実績が必要ということでしょうか。 あるいは、「計画業務+点検業務（同一業務でなくてもよい）」あるいは「計画業務+補修設計業務（同一業務でなくてもよい）」のいずれかが必要ということでしょうか。 あるいは、「計画業務+点検業務（同一業務でなくてもよい）」あるいは「補修設計業務」のいずれかが必要ということでしょうか。</p>	<p>「計画業務+点検業務」あるいは「計画業務+補修業務」のいずれかの履行実績が必要となります。</p>
28	<p>②説明書P3 3. 参加資格要件（10） 管理技術者の実績要件として、「（7）に示した橋梁関連業務の履行実績を有すること。」とあります。 これは、3種類の業務（計画、点検、補修設計）について、1項目以上有すればよいということでしょうか。 あるいは、3項目すべて有しなければいけないということでしょうか。 また、ここで複数項目の場合、（7）と同様に同一自治体という条件でしょうか。あるいは、管理技術者の実績については、同一自治体でなくてもよいということでしょうか。</p>	<p>管理技術者の参加資格要件としては、同一自治体で「計画+点検」あるいは「計画+設計」のいずれかの管理技術者としての実績を1以上有している必要があります。ただし、単一の業務である必要はありません。</p>

# 業務内容質問回答表

業務名： 橋梁包括維持管理に向けた点検計画設計業務

番号	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
29	<p>③説明書P3 5. 業務実施上の条件（2） 「業務の打合わせには、管理技術者が出席するものとする」とありますが、すべての打合せへの参加が必須条件でしょうか。 また、その場合、仕様書で規定されている打合せ以外の調整・確認打合せも発生する場合がありますが、これらの打合せもすべて参加が必須ということでしょうか。 加えて、仕様書に記載の打合せ回数（点検3回、計画5回、設計12回）は、3年間での打合せ回数ということでしょうか。</p>	<p>主たる打合せへの出席を想定しています。調整・確認等は担当技術者とのやりとりを想定しています。 打合せ回数は、3年間での回数です。</p>
30	<p>④説明書P5 6. 提出書類及び提出期限等（3）参加表明書の留意事項 ③「様式2及び様式3に記載する業務実績は、最大3自治体分（最大3件）以内」とありますが、ここで、参加要件として同一自治体における計画、点検、補修設計業務が求められており、また評価点にて自治体数による評価（3自治体以上が最高点）となっております。 そこで、この様式2及び様式3は、最大3自治体分×3件の計9件の記載という認識でよいでしょうか。</p>	<p>様式2と様式3に記載する業務実績は、必ずしも一致する必要はなく、それぞれ最大3自治体分の記載としています。 様式2は、最大3枚（3自治体分）、様式3は、管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の各1枚、計3枚を提出して頂くこととなります。</p>
31	<p>⑤説明書P3 3. 参加資格要件（10）及び説明書P16 参加表明書の評価 管理技術者・業務実績 P3に管理技術者の実績要件として、「（7）に示した橋梁関連業務の履行実績を有すること。」とあります。また、P16に備考として「業務実績は、管理技術者としての実績とし、照査技術者及び担当技術者として従事した業務は含まない。」とあります。このP16の備考の記載「管理技術者として従事）は評点の配点・加算のための条件であり、P3記載の管理技術者の実績条件には含まれないという認識でよいでしょうか。すなわち、管理技術者の実績として、担当技術者として従事した案件は実績要件としては認められるが、配点・加算の対象にならない、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>P3.3.参加資格要件（10）及びP16参加表明書の3. 予定管理技術者の専門技術力・業務実績のいずれについても、管理技術者として従事した実績とします。</p>
32	<p>⑥JVで参加する場合、参加表明書提出時に様式1～4以外に必要な書類があればご教示ください。</p>	<p>指定様式の提出のみで問題ありません。</p>